



2023年6月22日

各位

会社名 株式会社ヤマウラ
代表者名 代表取締役社長 山浦 正貴
(コード：1780 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 管理本部企画プロジェクトチーム
マネージャー 石川 浩
電話 0265-81-5555

社内調査及び第三者委員会による調査の進捗状況に関するお知らせ

当社は、2023年5月15日に決算短信の発表をしておりますが、2023年5月26日付、「当社連結子会社の不適切な支出に関するお知らせ」及び2023年5月30日付、「当社従業員による不適切な取引の疑義に関するお知らせ（第三者委員会の設置及び第64回定時株主総会の継続会の開催方針）」にて公表しましたとおり、不適切支出の調査を進めております。現在までに判明している経緯及び調査結果について、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 不祥事発覚からの経緯

2023年5月9日に監査人が、当社の100%子会社であるヤマウラ企画開発株式会社の元帳の預金残高と銀行の預金残高に10億円の開きがあることを発見し、10日に当社の担当取締役はその事実を伝えました。12日に当社の経理責任者で当該子会社の経理を担当する社員が、帳簿との差異10億円は未収入金であったとして決算短信を修正して会社へ提出し、決算短信を校了しています。

当該社員は30年近く経理の責任者として業務を行い、それまでの実績からも本人に対する信頼もあり、修正した決算短信を受領した担当取締役は、証憑類の確認をすることなく単純な仕訳ミスや思い違い等のことと考え、5月15日に取締役会での承認を経て決算発表を行っております。

しかしながら、決算短信では未収入金で10億円を処理したものの、その後も監査が続く中で証票類がなかったため一度確認をしようと、5月22日に未収入金の相手会社に直接会って確認をしたところ、未収入金には今回の10億円は存在しないことがわかりました。

これにより、2023年3月期について社内調査をするチームを組み、まずは本件の実態を把握すべく勘定元帳と預金口座の動きを調べることや、当該社員から事情を聴きとるなどの調査を開始しました。2023年5月23日には、当該社員により預金通帳や振込依頼書（送金票）の控えが隠ぺいされていたため、金融機関から不明な支出と思われる支出についての送金票の一部を入手したことにより、その中に当該子会社とは取引があり得ない会社があり、その会社の登記簿を確認したところ、当該社員の子が代表を務める会社であることを特定しました。この時点で、入手していた金融機関からの送金票

から当該会社への不適切な支出が2022年4月～12月の期間に3.34億円あることを確認するに至りました。

5月26日には臨時取締役会を開催し、当該社員が不適切な支出をした3.34億円、及び可能性のある金額の総額が10億円に上る不祥事が発覚した経過とその後の調査による現状の説明、今後は第三者委員会を設置して調査を行うことの説明をして、当日適時開示をしています。

5月30日にも臨時取締役会を開催し、本件に対する第三者委員会を設置し、下記の調査目的、調査期間、調査対象、調査方法による調査を実施すること、及びこれに掛かる期間が相当程度必要なため、6月23日の株主総会においては連結計算書類等の報告事項を報告できない見込みであることから、継続会を実施することを決議し、当日適時開示をしています。

第三者委員会の調査目的

本件事件について、会社と独立した立場から公正かつ専門的に判断するため

調査予定期間

2ヶ月。その後調査報告書の作成に1ヶ月

調査対象

本件不祥事の把握、責任の所在、発生原因（背景）、内部統制体制の問題の有無、今後の改善策等

調査方法

預金通帳、帳簿、決算書、振込依頼書等の調査

関係従業員と支払先人物への聞き取り調査

デジタルフォレンジックの外部委託調査

ホットラインの設置、アンケート調査等

第三者委員会を設置し、本件に対して調査を実施し、被害額の確定及び実態の解明作業を進めております。また、継続中である社内調査結果の情報を逐次提供しております。しかしながら、本件の被害額を確定するために必要な情報の入手にはなお時間を要する見込みです。そのため調査にはかなりの時間を要しております。不適切な支出先の返済能力、財政状態の検証作業にさらなる時間が必要であります。

ただし、不適切支出に係る調査期間全体のうち、不適切支出が行われた日付（対象会計年度）、金額、求償権を求める相手先についての確定を最優先に行い、決算の確定を行う予定であります。

（2）本件の不適切な支出に関わる内容及び規模

内容：当該社員が当社経理責任者として勤務をしていましたが、子会社の経理担当を兼務しており、現在は一人で担当しておりました。子会社は東京事務所で主に分譲マンションの開発・販売の営業をしており、その支払いに関しては、東京の責任者（子会社の取締役で、当社東京支店長で首都圏事業部長を務める者）が決裁をして取りまとめた検収書や請求書等の証票類に基づく伝票を当社に送り、それらを基に当社の当該社員が支払いをしておりましたが、本件については、支払い指示がないにもかかわらず当該社員が一人で送金伝票を起票し、子会社の銀行口座から振込支出を行っていたものです。

規模：当初、2023年3月期での銀行預金残高と帳簿残高の差異が10億円であり、5月26日時点で明確に不適正支出と判明された金額は3.34億円でした。しかし、その後の調査では、2021年3月期まで遡っての不適切支出の行為があったことが判明しており、さらに2020年3月期についても不適切で

あると疑義がある支出があることから 2019 年 3 月期まで遡り、元帳と銀行口座の入出金データの照合を基に引き続き調査を進めています。2021 年 3 月期から 2023 年 3 月期について銀行より取り寄せた不適切な支出先への振込票の合計額は 25 億円であることが判明することとなりましたが、その他の疑義のある支出についても振込票等の証票類の入手、確認作業を進めてまいります。現在、不適切な支出先としては、当該社員の子の経営する会社と当該社員の子名義の個人口座、及び他の当該子会社と取引関係の全くない会社 2 社が判明しております。

不適切な支出額、支出時期、及び回収見込み額については継続して調査中でありますので、調査結果がまとまり次第、速やかに開示をする予定です。

(3) 財務報告への影響

不適切な支出を隠すため、その支出に係る会計処理において不適切な売上原価計上、及び不適切な貸借対照表の資産勘定科目への組替計上など不適切で複雑な会計処理が行われていることを一部確認しています。

2022 年 3 月期以前における不適切で複雑な会計処理を取消するという意味を持つ当該期に係る訂正仕訳を確定するため、これらの不適切で複雑な会計処理を解明する必要があります。また、2022 年 3 月期以前における不適切で複雑な会計処理は 2023 年 3 月期に繰越処理されておりますので、その繰越処理された不適切で複雑な会計処理を取消す訂正仕訳を確定するために、その繰越処理の内容を解明する必要があります。

以上のことから、本件の事実関係の解明を急ぎ、ここで明らかとなった事実に基づき 2023 年 3 月期及び過年度の決算発表の訂正発表を行う見込みであり、また調査結果につきましては、詳細が判明次第速やかにお知らせいたします。

以上